

表 6-9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、 くい抜機又は くい打くい 抜機を使用する 作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。